

積丹町が所有する下記物品について、一般競争入札により売却します。

1 売払物品について

	物品名	型式	登録年月／購入年月	乗車定員	走行距離数/走行時間 (平成24年5月1日現在)
1	ブルドーザー	三菱 48X00760	平成6年7月購入	不明	2138時間
2	雪上車	大原 SM30DN	昭和57年11月登録	10人	6713km

※入札物件の落札者への引き渡し方法は現状渡しとし、引渡し後に発見された瑕疵、不調や故障についての補償は一切行いません。また、車両が自走できることの保証もいたしません。

2 物品の縦覧場所

ブルドーザー：積丹郡積丹町大字美国町字ヤケノ沢672番地5

雪上車：積丹郡積丹町大字婦美町519番地

3 物品の縦覧期間

平成24年5月14日～平成24年5月18日 毎日午前8時30分～午後5時00分
(※状況により縦覧できない場合がありますので、必ず事前に確認願います。)

4 契約条項、入札心得、積算書を示す場所 積丹町役場企画課

5 入札執行日時

平成24年5月25日(金) 午前9時30分(郵便又は電報による入札は認めません。)

6 入札執行場所 積丹町役場 3階 会議室

7 入札保証金 免除

8 入札参加資格

標記物品売払の入札参加資格は、次のとおりです。

(1)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者

(2)個人及び、本社・支店・営業所等の法人

※参加者は次の書類を提出すること。

- ・納税証明書(住所地(所在地)の市・町・村税)
- ・身分証明書(本籍のある市町村が発行するもの)※法人にあっては登記簿謄本
- ・委任状(代理人等による入札の場合)

9 契約書の締結 落札者は平成24年5月25日(金)までに契約を締結しなければなりません。

10 契約保証金 免除

11 その他

- (1)入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効です。
- (2)落札者は、物品代金納入後、平成24年5月28日以降において当該物品を引き取り、直ちに名義変更等を行っていただきます。ただし、物品引き取り、名義変更、車検等に要する全ての費用は、落札者の負担です。
- (3)不明な点等については、積丹町役場企画課までお問い合わせ下さい。

※上記の内容については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき公告しています。